

決定第3号(テレビ朝日)

1998年(平成10)3月19日
放送と人権等権利に関する委員会決定第3号

権利侵害申立に関する委員会決定

全国朝日放送株式会社

代表取締役社長 伊藤 邦男 殿

放送と人権等権利に関する委員会

委員長 有馬 朗人

申立人 A教授夫人

被申立人 全国朝日放送株式会社(テレビ朝日)

1. 申立に至る経緯

1996年5月8日、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市で、アルツハイマー病の研究をしていたA教授と娘のBさんが、何者かによって射殺される事件が発生した。アルツハイマー病の研究で高名だった日本人教授が射殺されたこの事件は、日本でも大きく取り上げられマスコミによる報道が連日展開された。事件当時、フランスのニースに滞在していた申立人は、これらの報道の中で、自分が事件に関与していたのではないかという予断に基づいて、誤報や犯人視報道が繰り返されたと主張している。

昨年9月、申立人は本委員会に対して、テレビ朝日の事件報道により、名誉、プライバシー等が侵害されたとして「権利侵害」の救済を求める申立を行った。

2. 申立人の申立要旨

平成8年5月10日から、テレビ朝日は以下の番組で本事件を取り上げ、誤報や人権侵害の放送を行った。

1. 番組・放送日

「やじうまワイド」	5月10日、5月22日
「ANNニュース」	5月10日等

「スーパーモーニング」 5月10日等

「ワイドスクランブル」 5月16日

2. 放送内容

1. 「友人によるとA夫妻は離婚しているはず...」と誤報され、友人、知人から「A夫妻は離婚を実は隠していた」と判断された。是正措置も不十分で、きちっとした訂正謝罪を大きくしてもらわない限り、名誉は回復されない。

2. 「金銭トラブル」があったかのような放送をされたが、「金銭トラブル」はなかった。「金銭トラブル説」をめぐってプライベートな面まで触れており多大な迷惑を受けた。

3. 「8,500万円で自宅を現金で購入...」と報じられたが、実際はローンを組んでおり明らかな誤報である。申立人と親戚との間にトラブルが生じただけでなく、「黒いお金か」との疑いも受け、深く傷つけられた。

4. 「学者の割に高級住宅に住み、高級車を乗り回し...」と放送されたが、これもプライバシーの侵害である。

5. 「多額の不動産、大学の給料1,000万円、生活に派手な面あり...」との報道はプライバシーの侵害である。教授の給料の額まで出し、「1億円近い物件をぼんぼんと買って...」等と放送された。

6. 「夏には孫と10年ぶり再会」との記事が紹介されたが、これも誤りで娘は3年半前に義父の家で一週間過ごしていた。

被申立人の答弁要旨

1. 「申立1」について

平成8年5月10日の「新やじうまワイド」で、同日付けの「スポーツニッポン」の記事を紹介した。その中でアナウンサーが「AP電によりますと、A教授の知人は、A夫妻は既に離婚していたはずと語った」との記事を読み上げた。その後AP電の誤報と判明したため、10月18日と11月7日の「ワイドスクランブル」等で、「夕刊フジ」と「日刊ゲンダイ」の関連記事をそれぞれ紹介し、是正措置をとった。

2. 「申立3」について

平成8年5月10日の「ステーションEYE」で、「去年80万ドル、日本円でおよそ8,000万円の豪邸を現金で購入」と放送した。購入資金が現金であるかローンであるかが、申立人の社会的評価を低下させることにはならないと考えるが、申立人からの要請もあり、10月18日と11月7日放送の「ワイドスクランブル」で「夕刊フジ」と「日刊ゲンダイ」の記事、

1 1月8日の「新やじうまワイド」で「サンケイスポーツ」の記事をそれぞれ紹介し是正措置を取った。

3. 「申立2、4、5、6」について

「申立2」については、サンディエゴ市警の見解を紹介したもので、金銭トラブルがあったとは一切断定していない。「申立4、5」については、このような表現が申立人の社会的評価を低下させるものではなく、表現上も特に問題ないと判断する。「申立6」については、新聞記事の見出しがたまたま写っただけで、何らコメントもしておらず、申立人を誹謗中傷したものとは受け止めていない。

当社としてはA教授父娘殺害事件発生後の5月28日、「新やじうまワイド」においてこの事件を取り上げ、松本サリン事件の例を引きながら、報道被害への警鐘をならすなど、早くから申立人の名誉回復を図ってきたと考えている。しかし、誤解を生むような新聞記事や通信社の誤報記事を紹介したことも事実である。申立人からは、自分に降りかかった疑惑を晴らすことに役立つ新聞記事を取り上げて欲しいとの要望があった。当社もそうした措置が、申立人への誤解を払拭し、名誉回復を図るための最も妥当な手段と判断し、「ワイドスクランブル」や「やじうまワイド」で4回にわたって、関連の新聞記事を紹介し是正措置をとった。

4. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画等を視聴し審理した。また、申立人の意見を弁護士同席の下で聴取した。

申立人は、前記申立要旨にあるとおり、6項目にわたってテレビ朝日が行った放送（申立1～6）により人権等権利が侵害されたが、それに対する是正、謝罪措置は行われていないか又は不十分であるとし、相当の訂正、謝罪措置を求めている。

本委員会は、申立人の指摘する各放送内容は、その個々をとれば、直ちに権利侵害とまでは言えないものであると判断する。

しかしながら、それらのうち申立1、3、4、5の各放送、すなわち申立人夫妻は既に離婚していたとか、現金で豪邸を購入し高級車を数台保有するなど大学教授の割りには派手な生活を送っていたなどの放送は、明らかな誤

報を含む不適切なものであったといえる。また、そうした放送を連続して行うことにより、視聴者に対しあたかも申立人が疑惑の渦中にあるような印象を与える可能性があったことは認めざるを得ない。このうち特に、離婚についての誤報は、申立人の感情を著しく傷つけるだけでなく、本件においては権利侵害をもたらす可能性があったことも否定できない。

これに対しテレビ朝日は、誤報等に対する是正措置は、夕刊フジ、読売新聞、日刊ゲンダイ及びサンケイスポーツなどの記事を引用、紹介することにより行った、と主張している。離婚についても平成8年10月18日付けの夕刊フジ、11月7日付けの日刊ゲンダイ等の記事により、申立人の言い分を紹介している。しかしながら、他紙または外電の引用、紹介とはいえ、本件放送を行った責任はテレビ朝日にあるのであるから、是正措置も他紙の引用、紹介ですまらず、テレビ朝日自らの放送によって正されるべきであった。

先に指摘したように、個々の放送をとれば権利侵害とまでは言えないにせよ、本件放送を全体的・総合的にとらえれば申立人に対する疑惑を視聴者に与えかねない報道の在り方は、放送倫理上問題であり、場合によっては権利の侵害になることを留意すべきである。

以上の諸点を考慮し、本委員会は、テレビ朝日に対し、委員会決定の主旨を放送するとともに、社内に周知徹底させ、今後、事件報道に当たっては、人権をはじめ放送倫理に十分配慮することを強く要望する。

・ 審理経過

審理経過は別紙の通りである。（「審理経過」は各局共通のため省略）